

八代市公用車管理効率化業務
公募型プロポーザル募集要項

八代市

1 業務の名称

八代市公用車管理効率化業務

2 業務の目的

本事業は、八代市が所有している公用車について、車両1台ごとの稼働状況調査・分析等を業務委託することにより、民間のノウハウを活用し、現状における公用車の管理運用の課題を明らかにするとともに、稼働状況を基に公用車の適正台数を見極め、車両の適正配置及び維持管理について整理・合理化を図ることで、効果的・効率的な管理運用体制を構築することを目的としている。

3 業務の概要

(1) 業務の内容

別紙「八代市公用車管理効率化業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 業務履行期間

契約日から令和5年11月10日までとする。

(3) 事業費上限額

八代市公用車管理効率化業務の事業費上限額は、2,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

4 契約候補者の選定

本業務の契約候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により、「八代市公用車管理効率化業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し契約候補者を選定する。

合格基準点は満点の6割以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していなければ契約候補者とはしない。採点基準については、別紙プロポーザル配点表のとおりとする。

5 事業スケジュール

公募開始（市ホームページに掲載）	令和5年4月20日（木）
質問の受付期間	公募開始日から令和5年5月9日（火）17時まで
質問の回答	令和5年5月15日（月）17時まで
参加申込書・企画提案書等受付期間	公募開始日から令和5年6月7日（水）17時まで
提案内容の審査（予定）日	令和5年6月14日（水）
選定審査結果通知	令和5年6月下旬（予定）
契約締結	令和5年7月上旬（予定）

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の令和4・5年度競争入札参加資格を有する者については参加申込書提出期限の日以降において、八代市指名停止処分又は指名回避措置を受けていないこと。
- (3) 他の本プロポーザル参加者と資本関係・人的関係がないこと。
- (4) 参加申込書提出期限の日以降において、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規程に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本市に本社、支社又は営業所を置く者にあつては、国税及び八代市税の滞納がないこと。その他の者にあつては、国税に滞納がないこと。

7 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書（任意様式）により、本要項11に記載の事務局まで電子メールで提出すること。また、件名を「八代市公用車管理効率化業務公募型プロポーザルに係る質問」とすること。なお、電話及び口頭による質問には回答しない。

※必ず電話で送信確認を行うこと。

(1) 質問受付期間

公募開始日から令和5年5月9日（火）17時まで

(2) 質問に対する回答

提出された質問及びそれに対する回答は、令和5年5月15日（月）17時までに、八代市ホームページにおいて逐次公開するものとする。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の要領により、本要項11に記載する事務局まで企画提案書等を提出すること。

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年6月7日（水）

(2) 受付時間

開庁日の8時30分から17時まで

(3) 提出書類

※提出書類等は、八代市ホームページからダウンロードにより入手すること。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 事業者概要書（様式第3号）

・商業登記簿謄本、印鑑登録証明書（いずれも3ヶ月以内発行のもの、写し可）及び直近3事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写しを添付すること。

エ 同種業務の受託実績調書（様式第4号）

・公用車管理効率化業務における同種又は類似業務受託実績を証する契約書の写し、受託業務仕様書を添付すること。

オ 連絡体制表（任意様式）

カ 未納の税額がない証明（国税：納税証明書（その3）、市税：納税証明書）

・3ヶ月以内発行のもの。写しも可。

キ 企画提案書表紙（様式第5号）

ク 企画提案書（任意様式）

・事業実施スケジュールを記載すること。

・企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版又はA3版を使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、横置きで片面印刷とし、片袖折りにすること。

・企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は10枚（企画提案書表紙、実施スケジュール及び補足資料を除く。）までとすること。なお、企画提案書は別紙プロポーザル配点表の審査項目に沿って作成すること。

・記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

ケ 価格提案書（様式第6号）

・本要項3（3）に記載する金額を上限とする。

・その他注意事項については、価格提案書（様式第6号）に記載の注意事項により確認すること。

(4) 提出方法等

ア 提出部数

正本1部、副本6部、CD-R1枚

※本要項8（3）提出書類アからカについては、正本1部で可。

※副本中には、事業者名や法人等団体を特定できる表現やマーク等は表記・記述しないこと。

※CD-Rには、企画提案書、価格提案書をPDF形式で保存すること。

イ 提出場所

本要項 1 1 に記載する事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留で受付期間内に必着のこととし、提出時に必ず本市へ事前連絡すること。なお、提出期限後の到着については、遅延理由の如何を問わず本プロポーザルへの参加は認めない。

エ その他

- ①提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しない。
- ②企画提案書等の受理後の差替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ・本要項 6 を満たさなくなった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・見積金額が事業費上限額を超えている場合

9 審査

(1) 1次審査（書類審査）

参加資格を有する参加申込者が3者を超える場合は、あらかじめ提出書類による1次審査を事務局で行い、上位3者を選定する。参加資格を有する参加申込者が3者以下の場合は、1次審査は行わない。なお、1次審査の評価点は、2次審査には引き継がない。

また、1次審査の実施の有無及び結果については、書面により通知する。なお、審査の経緯及びその内容に関しての質問、異議は一切受け付けない。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 実施日時

令和5年6月14日（水）

※実施時間については個別に電子メールで通知する。

イ 実施場所

八代市役所3階 301号・302号会議室

ウ プレゼンテーション及びヒアリング時間

1事業者につき35分（提案20分、質疑応答15分）

※入退場及び準備の時間は10分以内とする。

エ 提案者人数

5人までとする。

オ 提案内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書の内容に沿ったスライドで説明を行うこと。プレゼンテーション当日における追加資料の配布や提出済みの企画提案書等の差替えは認めない。

カ その他

- ・プレゼンテーション実施に際し、必要な物（パソコン、接続ケーブル等）は提案者が準備すること。延長コード、スクリーン及びプロジェクターは本市で準備する。
- ・プレゼンテーション開始時刻に遅刻した場合、又は不参加の場合は失格とする。

(3) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価した上で最も優秀であると認められた者を選定する。合格基準点は満点の6割以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していなければ契約候補者として選定しない。

(4) 審査項目

別紙プロポーザル審査項目配点表のとおり

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、提案事業者に文書で通知するとともに、八代市ホームページに掲載する。なお、審査の経緯及びその内容に関しての質問、異議は一切受け付けない。

(6) 契約候補者の決定

選定委員会において最高点を得た者を契約候補者として決定する。ただし、契約候補者が失格となった場合又は辞退した場合は、合格基準点以上の者で、評価点の合計が次点の者を契約候補者とする。

なお、最高点を得た者が2者以上となった場合は、価格提案書に記載した金額が低い者を契約候補者とし、価格提案書に記載した金額も同額の場合は、くじにより契約候補者を決定する。

(7) 契約候補者選定審査結果通知

令和5年6月下旬に通知します。

※非選定の通知を受けた参加業者は、非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、選定委員ごとの個別の採点、状況ならびに評価基準に係る会議審査状況のほか、厚生な選定業務を阻害する恐れのある事項については、全て非公開とする。

10 その他

- (1) 提出書類の作成等、本プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(4) 天災その他やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、又は中止することがある。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際し、新型コロナウイルス感染症対策等による移動制限がある場合は、Web会議システムを活用して実施することがある。

1 1 事務局

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号 八代市役所3階

八代市財務部財産経営課

TEL：0965-33-5837（直通）

FAX：0965-32-8944（代表）

電子メール：keiei@city.yatsushiro.lg.jp